

令和5年5月2日

生徒・保護者の皆様へ

岡山県立津山商業高等学校

校長 砂田 祐一

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について(お知らせ)

保護者の皆様には、本校の教育につきまして日頃からご理解とご協力を賜り、感謝いたしております。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における対応について見直されました。

つきましては、令和5年5月8日から次のことに留意し、お子様が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 平時から求められる感染症対策について

(1) 健康観察

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。

ただし、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽い咳症状等があることを以て、登校の制限はしません。

○健康観察(GoogleFormによる)は継続して行ってください。

(2) 換気の確保

○換気の確保は、有効な感染症対策となるため、引き続き行います。

(3) 手洗い等の手指衛生

○登校時や外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを励行してください。

(4) その他

○学校教育活動においては、お子様に対して、マスクの着用を求めないことを基本としています。

○昼食の場面においても、「黙食」の必要はありません。

2 感染流行時における感染症対策について

(1) マスクの着用

○感染流行時には、お子様に対して教職員がマスク着用を促すこともあります。その場合にも、マスクの着用を強いることのないようにします。

3 出席停止の取扱いについて

(1) 学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく出席停止

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号により、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とし、新型コロナウイルス感染症においては、出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されていません。

なお、出席停止期間の起算日は、保護者からの連絡により発症日を確認し、発症した翌日を 1 日目として判断します。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

イ 濃厚接触者として特定は行われないうこととなり、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染したお子様や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があったお子様のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合でも、濃厚接触者に準じた取扱いとはしません。

ウ お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合に原則、出席停止の措置は取りません。

しかし、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合には、校長の判断により、出席停止の措置を取る場合があります。

(2) 感染が確認されたお子様が出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、治癒証明及び陰性証明は必要ありません。

(3) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

ア 感染が不安で休ませたいと相談のあったお子様等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

イ 医療的ケア児や基礎疾患児（基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等）について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと学校が判断する場合

4 臨時休業の取扱いについて

お子様や教職員の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案した上で、学校保健安全法第 20 条に基づき、臨時休業の要否等について判断します。

5 部活動の大会等の参加について

大会等への参加に当たっては、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドライン等を遵守します。臨時休業を行っている範囲の生徒の部活動の大会等への参加については、季節性インフルエンザ等の感染症で、臨時休業を行っている際の対応と同様に考えます。